

役員及び代議員の報酬等 並びに費用に関する規程

公益社団法人 日本フィットネス協会

東京都江東区亀戸1丁目8番7号 飯野ビル5階

役員及び代議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本フィットネス協会（以下「この法人」という。）の定款第5条及び第25条の規定に基づき、役員及び代議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 代議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会等への出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、理事会及び総会の承認があった場合、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、理事会及び総会の承認があった場合、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 代議員には、定款第5条第12項により、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」によるものとし、各々の理事の報酬月額は、別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」のうちから、代表理事が別表に定める範囲内で理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員の職務執行の対価としての報酬は、別表Ⅱ「非常勤役員の報酬」に定める金額以内で、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 常勤役員に対し役員賞与を支給する場合の総額は別表Ⅲ「常勤役員賞与」のとおりとし、代表理事は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

- 4 前条第4項の場合は、別表Ⅳ「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 代議員の特別な職務に対する対価としての報酬は、別表Ⅴ「代議員の報酬」に定める金額以内で、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとし、あるいは必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この法人の監事については、当分の間非常勤役員とする。

2 この規程は、公益社団法人日本フィットネス協会の設立の登記の日から施行する。

3 この規程は、平成30年6月16日開催の第7回通常総会決議に基づき一部改定し適用とする。

別表Ⅰ「常勤役員の報酬月額」

業務執行理事は、月額50万円までの範囲内

代表理事は、月額65万円までの範囲内

別表Ⅱ「非常勤役員の報酬」

職務執行の対価については、月額30万円までの範囲内

別表Ⅲ「常勤役員賞与」

基準日在職の常勤役員の報酬月額×2（係数）の範囲内

別表Ⅳ「常勤役員退職手当の算出要領」

報酬月額×在職年数（5ヶ年の範囲内）×1.0（係数）

別表Ⅴ「代議員の報酬」

代議員会の報酬として一人一律10,000円の範囲内

特別の職務の対価については月額20万円までの範囲内